

令和7年第15回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和7年5月15日（木）午前10時00分開会

議 場

委 員 長 根 本 謙 一 君

副委員長 星 次 君

○出席委員（10名）

1 番 櫻 井 幹 夫 君 7 番 小 島 裕 子 君

2 番 小 柴 葉 月 君 8 番 星 次 君

3 番 荒 川 佳 一 君 11 番 鈴 木 繁 明 君

4 番 山 内 豪 君 12 番 横 山 知 世 志 君

5 番 長 嶺 一 也 君 15 番 根 本 謙 一 君

（16番 大 竹 惣 君 オブザーバーとして出席）

○欠席委員（なし）

○事務局職員出席者

事 務 局 長 川 田 佑 子 君

事 務 局 次 長
兼 総 務 係 長 小 林 一 成 君

主 任 主 査 渡 邊 純 子 君

開 会 （午前10時00分）

○議会事務局長（川田佑子君） それでは、始めたいと思います。

1、開会。

副委員長、お願いいたします。

○副委員長（星 次君） 改めておはようございます。回を重ねること15回になりました。皆様のご協力ありがとうございます。

ただいまから第15回の議会改革推進特別委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（川田佑子君） 2、委員長挨拶。

○委員長（根本謙一君） 改めておはようございます。ご苦労さまです。

9月会議、それから6月会議に向けて準備が進んでおるわけですが、本日は第15回の議会改革推進特別委員会ということでございます。例の案件としては、皆様のお手元にありますような内容になります。議会基本条例の見直しについては、素案という形で今日最終的に取りまとめさせていただくというふうに思っております。第14回で相当議論になったところも、正副委員長、事務局にお手伝いいただきながら、整理して皆様にご提示、説明してまいりたいと思います。逐次、皆様の活発なご議論をお願いして、しっかりした素案に向けていきたいというふうに思っております。いつも午前中、少し、昼過ぎてしまうおそれもなきにしもあらずですが、よろしくご理解いただいて進めさせていただきます。お願い申し上げます。ご苦労さまです。

○議会事務局長（川田佑子君） 3、案件に入ります。

委員長進行でお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） それでは、3の案件に入ります。

（1）です。議長の申し入れ事項について。実は、第14回で議長申し入れ事項についても皆様のご了解をいただける整理をしようと思っておりましたが、失念してしまって、皆様にご相談する機会を逸してしまいました。申し訳なく、おわび申し上げたいと思います。

それで、まず第1番目に、この議長申し入れ事項について皆様のご意見を最終的にいただく形で対応、結果を確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料1、皆様、お手元におありかと思います。（1）、議長の申し入れ事項についてということで、過般に皆様のお手元にはこの前の段階のものを御覧になっていただいていたと思います。それで、対応結果について少々書き加えた部分もございまして、これで対応結果としてご了解いただければ議長に上げるという形になります。

それでは、まず申し入れ事項についてこちらから説明いたしますけれども、上の3枠、実質的には2項、2つの項目についてということでまとめております。まず、1点目から参ります。これは長嶺委員からの課題提出でありました。傍聴者を増やすために、議会を土日、祝日、夜間開催の検討をしてはどうかということでした。そして、議論の結果、委員会としては、意見として議長に上げた上で、

必要に応じて議運で検討するということにしたいと思っております。この点について、皆さん何かご意見あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） これでご了解いただけますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決したいと思います。ありがとうございます。

次に、2点目です。これは、議会基本条例の第11条についての議会としての災害対策委員会の設置要綱についてです。今般、課題抽出に当たって十分な検討、内容も把握した結果、相当煩雑な、相当手間のかかるフローチャートであることが判明いたしました。このフローチャートについては皆さんのお手元にも配付されているかと思えます。大規模災害で緊急の場合に、このプロセスを踏むには相当時間を要することですし、緊急の場合、これだけの手続を踏むにはあまりにも煩雑過ぎる、合理性にちょっと欠けるというところもございましたので、この設置要綱の見直しは必要ではないかという提案でございました。

委員会としての対応結果を次のように整理してみました。申し上げます。基本条例第11条を受け、制定されている町議会災害対策委員会設置要綱について、フロー図にまとめると別紙5のようになります。皆さん、お手元にありますか。これです。たしか配付されていると思います。第12回の特別委員会で配付されていると思います。もう一目瞭然、このように手続を踏まなければならない。委員会をつくってから議長が委員長になるわけですけれども、そこからどんどん、どんどん作業部会、それから広報広聴常任委員会、そして災害対策委員会、そして救援委員会、これ救援委員会というのは議会運営委員会で構成されているわけですけれども、その後にもまた災害対策委員会に上げるということで大変な手続を踏まなければならないという非効率的な、合理性に少し欠けるところから見直しが必要ではないかということでございました。別紙5のようになることを踏まえて、設置要綱に基づいた動きが実際にできるか、そもそも大規模災害時において議員が調査し、町の災害対策本部に提言するのが現実的なのかを精査する必要があるということでございます。いずれにしても、議長に申入れ事項として上げて、しかるべき時期に見直しの再検討をしていただく必要があるということで整理いたしました。このことについてご意見、ご質問あれば受けたいと思います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） このフローチャートについては、執行部のほうとは話はできているのでしょうか。その辺1点だけ確認します。

○委員長（根本謙一君） 直近といいますか、作成当時はやり取りはあったというふうに、私じかにやったわけではないので何とも言えないところはありますけれども、当然そういうことは伝えてあるし、基本条例をつくるときに要綱も全部提示していますから、執行部としては承知しているというふうに思っています。

ただし、当時一つの論点と、問題意識として、その制定後に出ていた話としては、議員個人が災害状況を調査して、町の執行部に、所管に直接意見を申し上げる、あるいは何う、そういうことでは執行部の動きを阻む、阻害するおそれがあるのではないか。そういう意見で、結果として、それは議会の中で意見をまとめて、議長を通じて執行部に申入れを提言しよう、一応そういう形にはなったはずなのです。これは東日本大震災、あれも経験していますから、当然そういう動きにもなったのですけれども、それ以後は特段、議会として災害対策委員会を設置した経験はないので、その後は確認的な作業は、動きは何もないところで現在に至っています。いずれにしても、執行部では一応この内容は承知はしているというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○3番（荒川佳一君） 了解です。

○委員長（根本謙一君） もう一点、対応結果としてこのようにまとめました。議会災害対策委員会設置要綱の見直しとBCP（事業継続計画）策定の検討を要するという点も一応加えさせていただきました。いわゆる要綱の見直しで済む場合もありますけれども、BCP、事業継続計画、これよその事例を見てみたのですけれども、葉山町議会は、ここ、いろんな議会の取組で改革、推進においても先進地です。ここではもう議会の業務継続計画はつくられていると。

それから、皆さんのお手元にもあるかどうか、1期の議員の皆さんのところにもこれ渡されているかどうか不明なのですけれども、町としても業務継続計画はつくられております、行政の執行部として。ですから、これにのっとって議会としての対応は、この基本条例に基づく設置要綱の見直しで、問題はそんなに起きないというふうには、見直しすれば、見直ししてすっきりさせれば執行部の動きを阻害するようなものにはならないというふうには思われますけれども、しっかりBCP、いわゆる業務継続計画まで踏み込んでつくろうということにするかどうかは議長に申入れをして、その後どうするかを検討していただくと、そんな内容でございます。皆さんと、いわゆる基本条例の中での災害対策委員会の設置の中身について深く議論をしていませんので、理解不十分なところもあるかと思いますが、今般の委員会としての対応結果はこのように整理して議長に申入れ事項として上げたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定いたします。

それでは、（1）は終了いたしました。

次（2）、例規改正等に係る次長申し入れの確認について。資料2になりますけれども、この内容については事務局のほうから、小林次長のほうから説明をしていただくこととしたいと思います。よろしく願いいたします。

小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 資料2―①を御覧ください。一つ一つお願いいたします。

会津美里町議会の個人情報の保護に関する条例というものでございます。こちらのほうは、個人情報の保護に関する条例施行規則というものを廃止して新たに規程を作成するために、この条例のほうを変更するものでございます。

裏面を見ていただきまして、青字で記載しております。ここに「規則」という言葉が2か所ほど出ております。この2か所を「規程」というふうに修正するものです。

以上です。

○委員長（根本謙一君） このことについてご意見、ご質問あれば。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 過般、一定の説明はされておりますので、理解はされているかと思います。

では、①の会津美里町議会の個人情報の保護に関する条例、このことについては了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決したいと思います。

では次、②の会津美里町議会会議規則について、では説明を小林次長、お願いします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 資料2―②を御覧ください。会津美里町議会会議規則でございます。下段のほうに、前回ご審議いただきました出産予定日の「6週間」というところを「8週間」というふうに訂正するもの、そしてその後「又は配偶者が出産する場合は3日以内において、」という言葉を追加するところでございます。

ここですけれども、標準会議規則の中では6週間、8週間とうたっております。ほかの近隣市町村、そして県内を確認したところ、標準会議規則のとおり6週、8週となっておるところがほとんどでございますが、ただ1つ、会津若松市のほうで8週というところがございます。そういうこともありまして、こちらのほうは8週ということで改正することはよろしいかと思うのですが、1つその後の「配偶者が出産する場合は3日以内において、」ということをお前の会議でこういうふうに入れましょうというふうにお話ししたところではあるのですが、この言葉というのがほかの町村には出ておらず、こちらのほうはやはり職員の年休など、そういったのを取る関係で具体的に配偶者は出産すれば3日ですとか、あとほかにですと、職員の例規ですと、子の看護ですとか、子の養育ですとか、そういったところを具体的に何日というふうに定めているところが多いところがございます。よって、標準会議規則に載っている部分がほかの市町村も遵守されながら、細かい部分、何日以内ですとかそういう決まりまでは載せていないところが多くございまして、この言葉の「配偶者が出産する場合は3日以内」というのを入れるかどうかという部分をご審議いただきたいのと併せて、第2条のほうに「議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護」、その後に「配偶者の出産補助」というふうに波線をちょっと入れておきましたが、そういったこともありますので、そこで酌んでいただいて、3日という定めは設けずに、そこで酌み取っていただければというふうに考えているところでございます。

すが、ご審議をお願いいたします。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 今の説明、理解できましたか。

これは、長嶺委員からの問題提起で、このように改正してはどうかということでございます。ただし、後段の部分、ここは載せるか、載せなくても問題はないのでしょうか。問題にはならないかとは思いますが、ここまで載せているところは……次長、その点を明らかに。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） そのとおりでございまして、ほかの町村でそこまで詳しく載っているところはありませんでした。やはり特別職というところがありますので、具体的にそこまで決めるものではないというふうに考えております。

○委員長（根本謙一君） いかがでしょう。このことについてご意見あれば。ご質問。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） ほかの市町村は比較的高齢の方が多いと思うのです。なので、そういった具体的な数字を求めないというか、ただうちの町に関しては若い議員さんもおられるので、実際に取ろうとしたときに基準があったほうが取りやすくなるのではないかなと思うので、こういった具体的な数字を入れたほうが私はいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私、先ほどの8週、8週については大変いいと思います。

ただ、今の配偶者が出産する場合については3日以内ということで、先ほど説明もあったように、やはり特別職であるので、そこについては3日間ということで数字は入れずに、先ほど説明もあったように、配偶者の出産補助という形で対応すれば、さほど問題はないのではないかなと思いますので、配偶者が出産する場合については3日以内ということは、今回載せなくてもいいのではないかなと思っております。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 小島委員。

○7番（小島裕子君） 私も今の荒川委員の意見に賛成です。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 事務局に確認したいのですが、第2条の第1項、「配偶者の出産補助」というアンダーラインが引いてあるところ、これを追加して、第2項の「又は配偶者が出産する場合は3日以内において、」を削除するという説明でいいのですよね。

○委員長（根本謙一君） 小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 第2条の「配偶者の出産補助」という波線の部分ですが、もともとの会津美里町議会会議規則のほうでうたっておったものでございまして、今回説明するに当たって強調させていただいたところでございます。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

そうすると、事務局としては3日以内という表現はなくして、運用で配偶者の出産補助というような休暇届を出してもらうというようなことでよろしいでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） もともと会議規則の中でうたっておりますので、それで認められている欠席届というふうになります。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、ではこの加筆はなくてもよいということでご理解いただいたわけですね。

○5番（長嶺一也君） はい。

○委員長（根本謙一君） 了解しました。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 配偶者の出産補助で十分対応できるというのであれば、「3日以内において」というのは削除してもいいのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 同じです。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、ありがとうございます。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 私も同様に、第1項で配偶者の出産補助ということでありますので、私もそれに賛同いたします。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、せっかくですので、ご発言をお願いします。

○2番（小柴葉月君） 私は特にないのですけれども、私経験がないので、正直分からないのです。もちろん青い字はその上の出産補助でカバーできると思いますけれども、例えばこれが本会議中で、そのとき採決しなければいけない日だったとするではないですか、出産日が、例えばです。採決日に出産ですとなったときに、しかも正午に出産ですとなったときに、めちゃくちゃ大切な日ではないですか、採決の日って。多分そのときに、この上の波線の部分でカバーできるかといったらちょっと微妙かなと思うのですけれども、かといって青い部分が あったら、それで自信持っていけるかというところも微妙だと思うのですけれども、そこは議員さん次第になるとは思いますが、あって駄目なものだったら消したほうがいいと思いますけれども、もしあっても、さほど問題がないのであれば、私はさっき櫻井さんが言ったように。あつたほうが取りやすいという視点から、書いてあってもいいのではないかなと思うのですけれども、その文字があまり特別職という議員となじまないというのが濃厚

なのであれば、それでいいと思います。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございました。

三角ということかなと思いますけれども、よくよく深読みしていただくと、第2条の欠席の届出で、そこは十分に対応可能だということに理解できると思います。わざわざ第2項で、この加筆の部分があれば欠席を取りづらいつかうのかどうかと、議員さんの判断で、今小柴委員が言われた重要な採決日にどうするかという対応は個人の判断に委ねるしかない部分でありますので、それをもってして、加筆の部分があったほうが取りやすいとかなんとかということにはならないのかなというふうには私は受け止めております。第2条のところで、それを十分に各委員の適正な、冷静な判断で、それは対応は可能だというふうに思っていると思いますが、いかがでしょうか。

多くの委員の皆さんは、加筆の部分は必要でないと、第2条の第1項、「配偶者の出産補助」の部分で対応は十分できるという判断をいただいております。そういうことで整理したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　小柴委員、了解いただけますか。

○2番（小柴葉月君）　はい。

○委員長（根本謙一君）　では、そのように決したいと思います。

それでは、再度申し上げますけれども、加筆部分の「又は配偶者が出産する場合は3日以内において、」は加筆しないということで整理したいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　では、そのように決しました。

次、③に参ります。会津美里町議会議員旧姓使用取扱要綱について、小林次長のほうから説明をお願いいたします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君）　資料2―③を御覧ください。こちらは今回初めてお配りするものでございます。

なお、2月27日、第12回会議において喜多方市を参考にお配りしております。ほかの市町村などを参考にしながら会津美里町としてつくったものでございます。

趣旨がございまして、旧姓、そして承認、承認の申請、承認の通知、中止届、そして裏にまで続いております、責務ということで。こちらの旧姓使用取扱要綱を申請する場合の様式として、その裏に3枚載せております。1枚目が承認の申請様式でございます。第1号様式として第4条関係、それを受けまして、承認通知ということで第2号様式の第5条関係、3枚目といたしまして、旧姓使用を中止しますという第3号様式の第6条関係でございます。

ただし、旧姓は第3条にうたっておりますものを除いたところで使用できるというふうにうたっております。

すみません、簡単ですが、以上です。

○委員長（根本謙一君） 今の説明で一定程度のご理解はいただけたと思いますけれども、旧姓使用の取扱要綱の設置については、全国町村議会議長会から各都道府県別、都道府県町村議会議長宛ての文書ということで資料も皆さんにお渡しされているはずです。この内容からして速やかに処理する、整理する必要があるという判断で、ここまでいわゆる承認申請書、それから承認通知書、そして旧姓使用中止書、ここまでの様式を用意していただいて、皆さんのご了解をいただければ、これをもって設置要綱の内容を整備したということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に、この件についての問題提起をされたのは小柴委員からですので、まず小柴委員からご意見あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○2番（小柴葉月君） 特にありません。

○委員長（根本謙一君） では、このままです承しましょうということで承ります。

小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） すみません、文字の修正をお願いいたします。

様式の第3号様式でございます。第6条関係といたしまして、「旧姓使用中止書」というふうに表題のほうで見出しが載っておるのですが、第6条のほうで「中止届」というふうにうたっておりまして、「中止届」というふうに、「書」を「届」という字に修正をお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） そのように修正したいと思います。了承いただけますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そういうことで、このように整理したということで議長に上げたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定をいたし……櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） 私の認識だと、これある前でも議長に申請して、通れば使えたという記憶をしているのですが、今この要綱ができて、承認、第3条があつて、「議員は、議長の承認を受けたときには」ってなっているのですが、議長が承認をしないということはあるのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 基本的にはないと思われますが、今の段階では何とも言えないところではあります。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 旧姓を使った場合、たまたま、例えば同姓同名がいるような場合も考えられるわけですね。したがって、その辺の判断は混乱のないような形で使用するということでよろしいのではないのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） いずれにしても、この点は要綱ですので、議決案件でもありませんから、

ここは明らかにしなければ上程できないとかということではなくて、基本的には速やかに承認されるものと私は理解していましたが、いずれにしても、そこは関係機関にちょっと調査してみたいと思います。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） この場合は旧姓だけなのですが、国レベルの話になると、通称というのも出てくるので、そうなる承認という話はしなければいけないというか、必要になってくると思うのですが、これはあくまでも、ただ旧姓の部分だけであれば、やはり申請だけで使えるような状態に持っていったらいいのかなというふうに感じています。

○委員長（根本謙一君） なるほど。では、ご意見を承って、しかるべき調べもしておきたいと思います。小林次長、そういうことで、その点でとどめたいと思います。では、これを了承されたということで決したいと思います。

では、次に参ります。次は、④、議長への申し入れ書ということで、資料2―④を御覧ください。過般、一定程度の説明はされてきておりますけれども、最終的な確認ということで、小林次長のほうから改めて説明をいただきたいと思います。お願いします。

小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 資料2のつづりの一番最後を御覧ください。資料2―④でございます。こちらの資料につきましては、5月7日に開催しました第14回会議でお配りした中身を変更したものでございます。変更した部分のみご説明いたします。

1、改正等例規というところの（4）番でございます。会津美里町議会の個人情報の保護に関する条例、こちらのほうは（3）の規則が規程に変わることから、先ほど申し上げました規則という言葉が規程に直す必要があることから、こちらの改正等例規の中に（4）番を追加したものでございます。

下に参りまして、理由のところございまして、一番最後に先ほど審議いただきました「出産前6週間を8週間に改める」の後に、「配偶者が出産する場合の3日以内を追加する」となっておったところでございますが、こちらのほうを削除いたしました。すみません、先走って削除しましたが、申し訳ございません。

以上の変更点でございます。

○委員長（根本謙一君） 説明は終わりました。

一定程度のご理解はされてきておられると思いますが、改めて何か質問とか意見ございましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、このように申入れ書を決したいと思います、了承いただけますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決しました。

それでは、次に（３）、会津美里町議会基本条例見直し素案について、資料３のほうを御覧ください。まず、議会基本条例、①について、青字になっているところが今般改正するところでございます。一定程度の説明を事務局、次長のほうからお願いしたいと思います。

小林次長、お願いします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 資料３のつづりを御覧ください。資料３―①でございます。前回赤字でお出ししていたもの、そしてさらに修正していた部分を加えて青字で直しました。

目次のところで第５章、委員会の活動、第１０条から第１１条に修正いたしました。第６章、第７章を追加いたしまして、章が８、９、１０とずれております。関係いたしまして、条例番号も修正しております。

初めて今回申し上げる中身がございまして、附則の初めのところで出だし、「会津美里町議会（以下「議会」という）」という言葉があるのですが、その後に「という」の後に丸、句点を本来入れなくてはいけないところ、この条例全般的にこういった言葉を使っておるのですが、この部分だけ丸、句点がついておりませんでしたので、「という」の後に句点を入れたいと思います。

続きまして、６分の２ページ目を見ていただきまして、前回審議していただきました案１のほうを青字で入れました。

６分の３ページを御覧いただきまして、上から第４条第８項です。こちらを追加いたしました。ここですみません、申し訳ございません。文字を２文字ほど追加していただきたいのですが、後段のほうに「サポーター会議」という言葉があるのですが、その前に「政策」という言葉を追加いただきまして、「政策サポーター会議」というふうに修正をお願いいたします。「議会は、町民等との協働により、まちづくりのための政策立案を目的として、政策サポーター会議を設置することができる」というふうをお願いいたします。要綱のほうで政策サポーターという言葉を使っております、それに基つきまして修正するものでございます。

６分の４ページ目は、前回見ていただいたところです。

６分の５ページを御覧ください。第７章、議会改革の推進を追加いたしました。今回追加といたしまして、第４項に前回お話しありました「議会改革推進会議の設置に関する事項は、別に定める」という言葉が必要ではないかとございまして、そちらのほうを検討した結果、やはり必要であるとありますので、第４項「議会改革推進会議の設置に関する事項は、別に定める」を追加いたしました。その後は、条ずれが出てきております。第１３条が入ったことにより、第１４条から条ずれが来ております。

６ページ目は、前回ご審議していただいたところを入れたものでございます。

最終ページにわたっての附則もそのとおりでございます。

前回、長嶺委員のほうから他要綱に関係する部分の条ずれ等、確認が必要であるというご意見いただきまして確認したところ、ありませんでしたので、ご報告いたします。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございます。

長嶺委員、前回の問題提起、ご進言なかったということで確認されたようなのでご了承願いたいと思います。

さて、今改正の部分、説明いただきました。このことについて何か質問、ご意見あればいただきたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　これで了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　それでは、これをもってしかるべき全協、いわゆる5月26日、そこで素案として説明することになります。そこで改めてご意見等をいただいて、それからその後、高沖先生のご講評をいただく機会を経て、修正点があれば、またこの特別委員会において委員各位とご協議の上、決定していくというふうに考えておりますので、一応この26日の全協においては素案として説明していきたいと思っております。このようなことでご了解、ご了承いただけますでしょうか。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君）　先ほど今委員長言われたように、会津美里町議会基本条例の後に、これ案とか何かそういうのが出ていたほうがよろしいのではないかなと思いますが、素案なら素案でもいいのですけれども、案なら案でもいいのですが、その辺表示したほうがいいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　なかったら、そのように了承されたということに決したいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございます。

では、次に参ります。②の議会反問の実施要領についてです。資料3―②を御覧ください。会津美里町議会反問の実施要領です。このたびの改正点は、定義、第2条の後段、具体的に申し上げますと、「内容及び趣旨の確認並びに議員等の考え方、根拠について町長等が質問することをいう」というふうに改正するというものでございます。このことについては、皆さんとの協議の結果、このように整理しましたので、ご了解いただけるかと思っておりますけれども、改めてご意見、ご質問等があれば受けたいと思います。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君）　第2条のところ、ブルーの加筆部分なのですが、最後のところなのですが、でも、「町長等が質問することをいう」ということなのですが、町長等が質問者に質問することをい

うというのは、誰に対して質問するのかということを書いておく必要があるのかなと思った件と。

最後の附則、要領の施行の年月日が漏れているので、ここも付け加える必要があるのかなと、その2か所。

○委員長（根本謙一君） まず、1点目ですけれども、これは一般質問に限るというふうになっています、この要領も。ですから、わざわざ書き加える必要はないのかなというふうに思います。

2点目ですけれども、これは小林次長、そのようにこれは書き加える必要がありますよね。ご提示のように、加筆していきたいと思います。

そのほかはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、ご了承いただいたということで決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決しました。

次に、③に参ります。議会改革推進会議設置要綱についてです。裏のページ、資料3—③を御覧ください。このように会津美里町議会議会改革推進会議設置要綱として、本町議会の内容に書き改めました。正副委員長と事務局にご議論いただきながら、このように整理してみました。

私のほうから説明といいますか、改めて申し上げますと、組織、第3条のところで、委員を何人にしたらいいかというのが議論になったかと思います。いわゆる7人以内というふうにしてみました。その根拠といいますか、理由はですけれども、第3項に「学識経験を有する者等を委員とすることができる」、この方も含むということを想定しながら7人以内というふうにしてみました。ですから、必ずいつも7人で委員を構成していくということではなくて、7人以内ということで、その辺は柔軟に決めていけるというようなことにしておきました。これは先進事例を参考にいたしております。

それから、そうしますと、委員以外は議員が6人というふうになりますけれども、6人の根拠はというと、はっきりこういう理由で6人なのだという事は言いにくいところもあるのですが、先進事例の参考と、それから今後、議員定数が削減される話が今進んでおります。まだ決されてはおりませんが、そういう推移の中で、この要綱が少なくとも発揮されるのは改選後になることを想定しますと、過半数が一つの根拠的なことになるかなというふうに思っております。

次、任期ですけれども、第4条、「委員の任期は、2年とする」と。これも先進事例を参考にしましたが、議員は任期として4年あるわけですが、いわゆるほかの常任委員会の構成、それから議長等の任期も現行の慣例として2年交代で進んでいるという実態もありますので、その例に倣って一応2年とするというふうにしてはどうかというふうに考えた次第です。

それから、次に会長及び副会長として第5条があります。前回の会議で、座長及び副座長というふうになっていたのが先進事例なのですが、委員の中から、ちょっと考えたほうが良いと、会長副会長のほうが分かりやすいのではないかなというふうなお話があったかと思います。そのご意見を生

かして、このように書き改めてみました。

それから、これは参考的にですけれども、戻って第3条の第2項「委員は、議員のうちから議長が指名する」というふうにあります。もう少し先進事例の中に知る必要があるなということで、事務局を通じて栗山町議会のお話を伺いました。そうしましたら、昨日、現在は議員定数11名であります。この推進会議の委員は5人というふうにしておるようです。ですから、設置要綱上では6人になっていきますから、学識経験者を1名想定しながらも、委員は5人で構成しているというのが現実のようです。私がそこで気になったのが、充て職的に示していくのかなということと、あるいは全員自推でいくのかなというところも知りたいことだったので、その点を伺ったら、現在は正副議長2名、それから議運の正副委員長、そして議会選出監査委員、これで5人です。充て職かなと思ったら充て職ではなくて、充て職というのは正副議長だけは固定しているそうです。そのほかは、あくまでも議長の指名ということだそうです。これ参考的に皆さんに情報提供したいと思います。

ただし、本町の設置要綱は、次、第7条を見てください。議長への報告という項目が入っております。これは栗山町議会もこのようにつくられておるのですけれども、こういう条項を設けつつ、議長も推進会議委員になっているということで少し疑問を持つところではあるのですけれども、本町議会としては、やっぱり皆さんのご意見をいただきながら、ここの点は議論する必要があるなというふうに思っております。私の考え方を初めに申し上げるのはちょっと控えつつ、皆さんのご意見をいただいて、少し議論してみたいと思います。いかがでしょうか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私は、やはり議長はそのメンバーに入るべきではないと思います。私、議長が選出するという事で、それについてはいいのですけれども、基本的には議運プラス副議長という形でやればすごくスムーズにいくのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

ほかはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、私の考え方を上げたいと思います。よろしいでしょうか。

栗山町議会の議員構成を見ました。そして、この推進会議委員になっている方々の期数を見ました。そうしたら、何で期数を見たかといいますと、常任委員長に1期の方がなっているところがあるのです。私は、現在の私どもの議運のメンバーは、各常任委員長が自動的に委員になられております。そういう中で、議運と同じような構成メンバーで推進会議がなっては、あまり意味がないなということと、それから少なくとも副議長は入るべきだろうと。そのほかは議長の指名で、いわゆる議会改革推進ですから一定程度の経験もあったほうが議論は深まっていくだろうということと、その中で当然新しい議会の構成にもよりますけれども、バランスのいい、議長による見識ある適正な指名を

もって委員を構成するというのが私は望ましいのかなというふうに思っておりますので、副議長以外は議長の指名によるということで、わざわざ書き込む必要はないと思いますけれども、そういう説明の中で全協でもご了解いただけるようにお話ししてみたいなというふうに思いますけれども、このことについて荒川委員からは、議長は入らないで、議運、正副委員長とですよ。議運のメンバーと副議長とおっしゃいましたね。荒川委員からもこういう意見がありましたけれども、当然それはちょっとという話ではなくて、こういう意見もありましたので、それも含めて俎上にのせて、皆さんのご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） その件は、今の議員定数削減の議決を待っていますよね。それ終わってから、改めて人数とか割り振りについてやるしかないのではないかなと私は思うのですが、今から果たしてやる必要があるかと思います。

○委員長（根本謙一君） ご意見として、横山委員のご意見でした。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） やはり議長はメンバーに入らないほうがいいと思います。

あとそのほかは議長からの指名でも私はいいと思います。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私も鈴木委員の考えと同じです。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） この件は、ここには書き加えないということですよね。誰がやるとか、構成員に関しては記載はないということですね。

○委員長（根本謙一君） はい。

○1番（櫻井幹夫君） 私は、議長もメンバーになっていいと思いますし、ここに書かれているように、議長がメンバーを選んでいいと思います。それは1期だろうが、何期だろうが、誰だろうが、私はいいと思います。むしろ議長が先頭になってこの会を引っ張るほうが私はいいと思っています。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） これ参考までに、議長のほうに意見をちょっと聞くわけにはいかないのでしょうか、今。

○委員長（根本謙一君） いや、ここはまず、ここで。議長はあくまでもオブザーバーですので、ここでまず……

○3番（荒川佳一君） 参考までに聞くわけにはいかないですね。

○委員長（根本謙一君） いや、それが一つの示唆になって、最後、議長はここにお任せしているわ

けで、よろしくご理解ください。

○3番（荒川佳一君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） それは最後にいたしたいと思います。

○3番（荒川佳一君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） 星副委員長、お願いします。

○8番（星 次君） 私も鈴木委員のおっしゃるとおり、議長を除いて、それで委員は荒川委員が議運の委員というふうに言ったのですが、オープンにして議長の指名ということでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

山内委員、ありませんか、意見。

○4番（山内 豪君） 星委員の意見で。

○委員長（根本謙一君） 星委員でね。了解しました。

小柴委員、お願いできませんか。少し時間を要しますか。

○2番（小柴葉月君） ぱっと考えたら、議長はメンバーではなくていいのではないかなと思うのです。委員長が言っていたように、議長はメンバーではなくて、副議長をメンバーとするということで、私はそれで話がまとまるのかなと思うのですけれども。

では、何でって聞かれたときに、私のイメージ的には本当の例えば最高責任者みたいなものをちゃんと残しておかないと、何か間違った方向に行ってしまったときに止める人がいなくなってしまうのではないですか。だから、私は残しておいたほうがいいと思うのです。議長という立場をその組織から省いて、例えばオブザーバーみたいな感じでつきましょねみたいなことでやっておいたほうがいいと思うのです。それを例えば議運もそうではないですか。議運もなぜあの形になっているのかという意味があると思うのですけれども、私それを言葉で今説明ができないのですけれども、だから多分議長はそのメンバーにいないほうが恐らく組織としては成り立つのかなと思うのですけれども。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。ありがとうございます。

では、最後に小島委員、お願いします。

○7番（小島裕子君） 私も今回の委員会と同じような形で、議長はオブザーバーという形で置かれて、副議長から入っていただく。あとは、ほかに関しては議長の指名という形でいいと思います。

○委員長（根本謙一君） そうしますと、皆さんのご意見を全員から伺いました。そうしますと、議長は含まないで、そのほかの委員は議長が指名すると。

そして、もう一つ気になるのが、議長はオブザーバーとしてという、いわゆる議運の形をイメージされているのかなと思いますけれども、この設置要綱にはそういう記載がありません。ですから、推進会議の場に議長がいるという中身にはなっておりませんから、オブザーバーでご意見を伺うという機会はここでは想定しておりません。いずれにしても、冷静に考えれば、正副議長は一体的に意思疎通を図って、議会のその他の運営、適正な運営を図っていく立場でありますので、よほどのことでは

ない限り、正副議長が相反するような考え方を持って事に当たるということはちょっと想定しにくいので、その点については正副議長を信頼して、議長はあくまでも最終責任者、実質的な会議の推進に当たっては副議長が会長という立場で協議をしていく、議論していくというようなことになろうかとは思いますが、そういうことでいいのかなというふうには思いますけれども、こんなことで整理していかがでしょうか。

これは、当然全協で中身について小柴委員が一つの懸念として持つように、みんなが同じ考えで説明できるような論調を持つ必要があると思いますので、不足な部分がありましたらご提案いただきたいし、みんなの総意で了承という形にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今ほど委員長のほうから話があったのですが、これは私が言っているのは、議長が市指名するということなのですね、先ほども言っているように。その中で、そのメンバーが互選で会長、副会長を決めるという形になると思うので、そこに副議長が親方というか、トップになるということではないと思います。今の段階でそれを言うことはちょっとおかしいのではないかなと思います、その点どうでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 確かに。私もちょっと拙速的な言い方をしてしまいましたけれども、副議長が入ることにはなるのだけれども、会長は当然この条例上、第5条に「会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める」と第1項で定めておりますので、そのようになります。当然副議長がイコール会長になるというにはならないということです。今の荒川委員の指摘はそのとおりでございます。

ほか、このようなことでよろしいでしょうか。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） まず2点あって、1点目は委員7名以内という人数について、さっき知世志さんが定数の話とかもこれからあるよねというお話ししていたのですが、それについてはどうするのですか。例えばこれを全協に持っていたときに、「何で7人なの」って言われたときにどう答えて、例えばその質問で、「じゃ、議員定数に変動があったらどうするんですか」って聞かれたらどう答えればいいのか。

○委員長（根本謙一君） この7人は、あくまでも定数減を想定して正副委員長でこのようにしました。この7人の中に学識経験者の1名を含む、それは常に学識経験者を任命するということは、その案件の内容にもよるということはこの前お話ししたかと思いますが、ですから少なくとも議員は6人になると、この定数からいくと。7人以内ですから。そういうことで説明はしていきたいと思っています。

定数減になっていないのに、何だということは確かに問題提起はあるかもしれませんが、あくまでももう定数減になるというのは今議運のほうでまとめることですので、それが全協でどうい

ふうになるかはあるにしても、来期に向けての想定した基本条例改正でもありますから、そこは説明してご理解いただけるのではないかなというふうに思っています。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 定数削減を想定してでの設定ですということで分かりました。

多分過半数という感じで設定して、うち有識者、学識経験者を委員とすることを想定して、議員から6名で、プラス外部の人1人みたいな感じで考えて7名なのかなと。

○委員長（根本謙一君） はい。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。

あと「学識経験を有する者等を委員とすることができる」というところなのですけども、これはやっぱり必要なのですか。あんまり、例えばここが「意見を聞くことができる」とかだったらすごくイメージがつくのですけれども、何か「委員とすることができる」って必要なのかなと、何かその人を委員にする必要があるのかなと思って、あと実際になってくれる人がいるのかもちょっと想像がなかなかつかない。

○委員長（根本謙一君） いや、学識経験ですから、多分大学教授とか弁護士とか、そういうことを想定しているのだと思います。それは俎上に上がる案件の内容いかになってくるかなというふうにも思います。いずれにしても、これを判断するのは議長だということで共通認識を持っていたらいいのではないかなというふうに思っています。

今にある意味関連するのですけれども、第6条の第4項を見てください。「会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる」というふうになっております。これは栗山町議会を参考にこういうふうにつくりましたけれども、ではこれは何を想定しているのかということで、これも調べて聞いていただきました。そうしたら、参考人として役場職員や団体の長などを想定しているということだそうです。ですから、組織、第3条第3項にある「学識経験を有する者」とは明らかに違う位置づけで要綱がつくられているというふうに理解することができると思います。私もここがすごく疑問だったので、議会事務局の次長にお願いして伺っていただいたのですけれども、得心がいったところではあります。いかがでしょうか。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。第6条のところにこれだけ書いてあれば、確かに大丈夫かな。

○委員長（根本謙一君） 今の説明のようなことで認識を共有していただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

ほか皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように……小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） すみません、最後に申し訳ございません。

修正をお願いしたいのですが、設置要綱の第1条に、「基本条例第14条第2項の規定に基づき」と記載しておりますが、ここは「第13条第1項の規定に基づき」でございます。申し訳ございません。

○委員長（根本謙一君） これは条ずれだったかな。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） いえ、ではなくて新たに追加したものでございまして、単純なる間違いでございます。申し訳ございません。

○委員長（根本謙一君） 皆さん、分かりましたでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ほかにご意見、ご質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、以上のような内容で、あるいは内容の共通認識を図ったということで決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決しました。ありがとうございました。

ここで長くすみません、1時間半になろうとしております。皆さん、お疲れでしょう。ここで10分間休憩を取りたいと思います。今11時25分になろうとしておりますので、35分まで休憩としたいと思います。

休 憩 （午前11時24分）

再 開 （午前11時33分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

次に参ります。（4）、今後のスケジュールについてであります。高沖先生の講評日程、先日、事務局のほうからお問合せをいたしました。

それで、資料4を御覧になってください。中ほど、6月23日か24日、波線が引いてあるところです。全員協議会において、高沖秀宣先生より講評、括弧してオンラインとなっております。この日程、23日から24日で先生のご都合がつけられるようなので、あとは皆さんのご都合、悪い日を言っていただければ、それをなるべく避けて決定していければと思うのですが、いかがでしょうか。

たしか月、火ですよ。23日が月曜日、24日は火曜日になります。どちらかで決定していきたいと思いますので、ご都合が悪い日程、委員の皆さん、あれば言ってください。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 時間は10時からとか午前、午後。

○委員長（根本謙一君） 1日大丈夫なので、ただ……今事務局からの情報ですと、24日の午後は議

長のご都合が悪いということなので、23日は1日大丈夫、24日は午前中。ただ、午前中2時間で、何か余裕を持って午後のほうがいいかなと思うのですけれども、当然質問も、質疑応答も時間をしっかり取りたいと思います。今回の決定した資料を全てお送りして、つぶさに見ていただくことは当然やらなければならないことですので、そのほかのことについても、また新たな気づきや疑問がありましたら、そういう機会に質疑応答していただいて、理解を深めていただければ、勉強する機会として十分活用していただければというふうに思います。そのためにも時間は、30分程度の延長はお許しいただけるかなと思うのです。これは事務局を通じて、その辺の時間の使い方はあらかじめお伝えする必要がありますかなと思いますが、何か事務局としてご意見。

すみません、ちょっと私の勝手な思いで今話してしまっただけなんですけれども、事務局からの話をいただいたのは、一応1時間半の予定で、延長しても2時間だということです。ですから、午前中10時からでも2時間の中で一応完了はできる想定でいく必要があるということです。

横山委員は午前中とおっしゃいましたね、24日。

○12番（横山知世志君） いや、私は特にどっちでもないですが、できればという話でしたので。

○委員長（根本謙一君） 都合悪い日程をおっしゃっていただいたら。

山内委員は。両方とも、では欠席ということになりますね。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 事務局の対応しやすい日程としては24日の午前中、火曜日ということになるようなんですけれども、では、皆さん、ご都合の日程、述べられる方はどなたもおられませんので、山内委員は両日欠席ということなのなんですけれども、では24日火曜日午前10時よりということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定したいと思います。

以上、予定の案件については全部終了いたしました。

では、ここで改めて皆様から何もなかったら、（５）、その他に参ります。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、（５）のその他に参ります。

これ以外に何かありましたら。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、大きい４のその他。

その他、その他と続きますが、ありませんか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、ここで議長にずっと同席していただいております。

最後に、議長からのご意見、ご感想をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

大竹議長、お願いします。

○議長（大竹 惣君） 皆さん、大変お疲れさまでございました。

先ほど皆さんの協議を聞いておりまして、議会改革推進会議の議長の立場的な話でちょっと荒川委員から議長はどう思っているのかという質問があったので、ちょっと私の私見でありますけれども、お答えさせていただきたいと思っておりますけれども、私といたしましても委員を選ぶのは議長の指名でよいかと思っております。そのとき、そのときでふさわしい人を選ぶべきだなと思っておりますので、そのくらい幅を持たせたような決まりでいいのかなと、自由度を高くしておいたほうがいいのかなと思っております。

推進会議に議長が参加すべきかどうかというような議論もあったと思うのですが、こちらは議長がなぜいろんな委員会でオブザーバーにいるのかという部分ですけれども、私が思うには、やはり例えば委員会で決められたことが最終的に全協などで報告することになります。そうすると、委員長が報告して、議長が采配をするような立場になります。そのときに、反対議員が出てきた場合、そうしたらその対立の解消という部分で議長がそこを間に入って、対立の解消をしなくてはならないという立場にあります。つまり議長はそのときは中立的な立場であって、公平性を保たなくてはならないということになっておりますので、そんな中で議長が委員会に入って委員会のほうに向いているのか、そちらの人間だというふうに対立の議員が認識してしまいますと、最終的に議長が諮って、こうしたいといったときに説得力というか、聞いてくれる可能性がちょっと低くなってしまうという部分があるので、そういうポジションを設けられているのかなと私は思っておりますので、今私は推進特別委員会のオブザーバーとなっておりまして、副議長が委員長となっておりまして、私と副議長はしっかりと連携が取れていますので、今の形というのは、何となく私の中では理想的な形だと思っておりますし、引き続きそういった場面でしっかりと議長の発言力を守る、しっかりと最終的にまとめられるという部分においては、やはりオブザーバーとか、ちょっと一歩引いた立場にいるのが一番いいのかなと。

あと先ほど小柴委員がおっしゃったように、一歩引いた立場ですと、冷静なアドバイスもできるという部分もあると思っておりますので、私の考えとしましては、そういった一歩引いた立場で議長はいるべきなのかなと思っておりますのでございます。

そして、ちょっと話は変わりますけれども、最初の資料1のほうで、議会災害対策委員会の設置要綱の見直しの部分で、ここで委員長のほうからBCPのお話で葉山町の事例を出されたと思っておりますので、ちょっとこのお話をさせていただきたいと思うのですが、葉山町は美里町の姉妹都市であります那須町と葉山町も姉妹都市になっておりまして、年に1回那須町のほうで九尾まつりという結構大きな祭りがあるので、そこに町長と議長がお互いに呼ばれて、懇親会なんかやってお話しする機会があるので、葉山町の議長や町長とお話しした機会があるので、やはりお話を聞いていると、葉山町は本当に先進的な取組をしているような町でありまして、例えばですけれども、人口が今3万人以上いるのです。議員定数は14人、これはまた話は別ですけれども、議員報酬

は1人当たり40万円というような、かなりいろんなことをやっているようなところでありまして、議員定数の話を聞いたところ、「やはり少ないほうが議論がまとまりやすいというか、フットワークも軽く、そしてどんどん議会改革を進めやすいんです」というお話を聞いた記憶がありました。議員定数も減らしているし、それなりの報酬もあるということでかなり競争が激しいということで、質の高い議員が、やる気がある議員が結構選ばれてきて、どんどん、どんどん議会をよくしていこうという雰囲気になっているというお話も聞いた記憶がありますので、せっかく葉山町のお話が出たので、ちょっとここでそういった話も共有しておきたいなと思いました。

実際BCPのお話もそうですが、葉山町は本当に先進的な取組をしていますので、ぜひ皆さんにもちょっと調べていただけたらなと思いますし、将来的に必要であれば視察などをお願いしてもいいのかなと私は思っております。

私のほうからは以上でございます。本日は大変お疲れさまでございます。

○委員長（根本謙一君） いろいろな情報提供も含めてお話しいただきました。ありがとうございます。

以上で、案件を全部終了とします。

では、事務局に進行をお返しします。

○議会事務局長（川田佑子君） それでは、5、閉会。

副委員長お願いいたします。

○副委員長（星 次君） 皆様、大変お疲れさまでありました。

以上で第15回議会改革推進特別委員会を終了いたします。本当にありがとうございました。

閉 会 （午前11時48分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年5月15日

委員長 根本 謙 一

書記 小林 一 成